

○国土交通省告示第四百二十七号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第一百七十三条の規定に基づき、飛行制限区域を定める告示を次のように定める。

令和三年五月六日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

飛行制限区域を定める告示

1 次の表の上欄に掲げる区域の上空については、同表の中欄に掲げる期間、同表の下欄に掲げる航空機の飛行を禁止する。

区 域	期 間	航 空 機
大通公園（北緯四十三度三分三十七秒東経百四十一度二十一分七秒）を中心とする半径一・六海里の円内の区域	令和三年八月五日から同月八日まで の間で、航空機の飛行に 関し危険を生ずるおそ れを考慮して、国土交通 大臣が別に定める期間	次に掲げる飛行を 行う航空機以外の 航空機 一 海上保安庁の 使用する航空機

<p>札幌ドーム（北緯四十三度五十四秒東経百四十一度二十四分三十五秒）を中心とする半径一・六海里の円内の区域</p>	<p>令和三年七月二十一日から同月二十八日までの間で、航空機の飛行に關し危険を生ずるおそれを考慮して、国土交通大臣が別に定める期間</p>	<p>による警備を任務とする飛行</p> <p>二 自衛隊の使用 する航空機による警戒監視等を 任務とする飛行</p>
<p>宮城スタジアム（北緯三十八度二分八秒東経百四十度五十七分二秒）を中心とする半径一・六海里の円内の区域</p>	<p>令和三年七月二十一日から同月三十一日までの間で、航空機の飛行に關し危険を生ずるおそれを考慮して、国土交通大臣が別に定める期間</p>	<p>三 都道府県警察 の使用する航空 機による警備を 任務とする飛行</p> <p>四 気象状況、交通状況、離着陸 を行う空港等を 踏まえ、航空交通 管制機関から 飛行制限区域を</p>
<p>県営あづま球場（北緯三十七度四十分十六秒東経百四十度二十一分四十九秒）を中心とする半径一・六海里の円内の区域</p>	<p>令和三年七月二十一日から同月二十九日までの間で、航空機の飛行に關し危険を生ずるおそれを考慮して、国土交通大臣が別に定める期間</p>	<p>四 気象状況、交通状況、離着陸 を行う空港等を 踏まえ、航空交通 管制機関から 飛行制限区域を</p>

<p>茨城県立カシマサッカースタジアム （北緯三十五度五十九分三十一秒東 経百四十度三十八分二十五秒）を中 心とする半径一・六海里の円内の区 域</p>	<p>令和三年七月二十二日から同年八月 五日までの間で、航空機の飛行に関 し危険を生ずるおそれを考慮して、 国土交通大臣が別に定める期間</p>
<p>埼玉スタジアム二〇〇二（北緯三十 五度五十四分十一秒東経百三十九度 四十三分三秒）を中心とする半径一 ・六海里の円内の区域</p>	<p>令和三年七月二十四日から同年八月 七日までの間で、航空機の飛行に関 し危険を生ずるおそれを考慮して、 国土交通大臣が別に定める期間</p>
<p>霞ヶ関カンツリー倶楽部（北緯三十 五度五十四分五秒東経百三十九度二 十四分十六秒）を中心とする半径一 ・六海里の円内の区域</p>	<p>令和三年七月二十九日から同年八月 七日までの間で、航空機の飛行に関 し危険を生ずるおそれを考慮して、 国土交通大臣が別に定める期間</p>

飛行することを
指示又は承認さ
れた飛行

<p>さいたまスーパーアリーナ（北緯三十五度五十三分四十二秒東経百三十九度三十七分五十一秒）を中心とする半径一・六海里の円内の区域</p>	<p>陸上自衛隊朝霞訓練場（北緯三十五度四十六分五十一秒東経百三十九度三十五分九秒）を中心とする半径一・六海里の円内の区域</p>	<p>令和三年七月二十五日から同年八月八日までの間で、航空機の飛行に關し危険を生ずるおそれを考慮して、国土交通大臣が別に定める期間</p>	<p>令和三年七月二十四日から同年八月三日まで及び同月三十日から同年九月五日までの間で、航空機の飛行に關し危険を生ずるおそれを考慮して、国土交通大臣が別に定める期間</p>
<p>日本コンベンションセンター（北緯三十五度三十八分五十三秒東経百四十度二分四秒）を中心とする半径一・六海里の円内の区域</p>	<p>令和三年七月二十四日から同年八月七日まで及び同月二十五日から同年九月五日までの間で、航空機の飛行に關し危険を生ずるおそれを考慮して、国土交通大臣が別に定める期間</p>		

<p>一宮海岸（北緯三十五度二十分九秒東経百四十度二十三分四十一秒）を中心とする半径一・六海里の円内の区域</p>	<p>令和三年七月二十五日から同年八月一日までの間で、航空機の飛行に關し危険を生ずるおそれを考慮して、国土交通大臣が別に定める期間</p>
<p>北緯三十五度四十四分三十九秒東経百三十九度四十九分二十六秒の地点、北緯三十五度四十二分二十秒東経百三十九度三十八分五十九秒の地点、北緯三十五度三十三分十九秒東経百三十九度四十一分四十五秒の地点、北緯三十五度三十一分五秒東経百三十九度四十七分二十六秒の地点、北緯三十五度三十九分十八秒東経百三十九度五十四分三十一秒の地点及</p>	<p>令和三年七月二十三日から同年八月八日まで及び同月二十五日から同年九月五日までの間で、航空機の飛行に關し危険を生ずるおそれを考慮して、国土交通大臣が別に定める期間</p>

<p>び北緯三十五度四十四分三十九秒東經百三十九度四十九分二十六秒の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域</p>	<p>国立競技場（北緯三十五度四十分四十秒東經百三十九度四十二分五十二秒）を中心とする半径二十五海里の円内の区域</p>	<p>武蔵野の森公園（北緯三十五度四十分三十六秒東經百三十九度三十一分二十四秒）を中心とする半径一・六</p>
	<p>令和三年七月二十三日から同月二十四日まで、同年八月八日から同月九日まで、同月二十四日から同月二十五日まで及び同年九月五日から同月六日までの間で、航空機の飛行に關し危険を生ずるおそれを考慮して、国土交通大臣が別に定める期間</p>	<p>令和三年七月二十四日から同月二十五日までの間で、航空機の飛行に關し危険を生ずるおそれを考慮して、</p>

<p>海里の円内の区域</p>	<p>武蔵野の森総合スポーツプラザ（北緯三十五度三十九分五十六秒東経百三十九度三十一分二十九秒）を中心とする半径一・六海里の円内の区域</p>	<p>国土交通大臣が別に定める期間</p>
<p>日本中央競馬会馬事公苑（北緯三十五度三十八分十二秒東経百三十九度三十七分五十九秒）を中心とする半径一・六海里の円内の区域</p>	<p>令和三年七月二十一日から同年八月七日まで及び同月二十五日から同月二十九日までの間で、航空機の飛行に関し危険を生ずるおそれを考慮して、国土交通大臣が別に定める期間</p>	
<p>横浜国際総合競技場（北緯三十五度三十分三十六秒東経百三十九度三十</p>	<p>令和三年七月二十二日から同年八月八日までの間で、航空機の飛行に関</p>	

<p>六分二十三秒)を中心とする半径一 ・六海里的の円内の区域</p>	<p>し危険を生ずるおそれを考慮して、 国土交通大臣が別に定める期間</p>
<p>横浜スタジアム(北緯三十五度二十 六分三十六秒東経百三十九度三十八 分二十四秒)を中心とする半径一・ 六海里的の円内の区域</p>	<p>令和三年七月二十四日から同年八月 八日までの間で、航空機の飛行に関 し危険を生ずるおそれを考慮して、 国土交通大臣が別に定める期間</p>
<p>江の島ヨットハーバー(北緯三十五 度十七分五十九秒東経百三十九度二 十九分一秒)を中心とする半径一・ 六海里的の円内の区域</p>	<p>令和三年七月二十五日から同年八月 五日までの間で、航空機の飛行に関 し危険を生ずるおそれを考慮して、 国土交通大臣が別に定める期間</p>
<p>富士スピードウェイ(北緯三十五度 二十二分二十一秒東経百三十八度五 十五分三十八秒)を中心とする半径</p>	<p>令和三年七月二十四日から同月二十 八日まで及び同年八月三十一日から 同年九月三日までの間で、航空機の</p>

<p>一・六海里の円内の区域</p>	<p>伊豆ペロドローム（北緯三十五度四十一秒東経百三十九度五十五秒）を中心とする半径一・六海里の円内の区域</p>
<p>飛行に関し危険を生ずるおそれを考慮して、国土交通大臣が別に定める期間</p>	<p>令和三年七月二十六日から同年八月八日まで及び同月二十五日から同月二十八日までの間で、航空機の飛行に関し危険を生ずるおそれを考慮して、国土交通大臣が別に定める期間</p>

2 国土交通大臣は、前項の表の中欄の規定により期間を定めるときは、航空情報により公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。